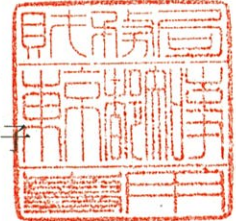




7 財経総第2717号  
令和8年3月24日

JFEシビル株式会社  
代表取締役 門田 純 殿

東京都知事  
小池 百合子



### 優先指名の取扱いについて（通知）

貴社は、指名基準（工事請負契約）第4の2（3）により、下記のとおり優先指名の対象者になりましたので、通知します。

優先指名の取扱いを受ける期間については、希望案件の希望受付期間内に下記3「優先指名の対象となる期間」が1日あれば、優先指名の取扱いの対象となります。ただし、他工事の受注状況、工事の特殊・専門性、施工場所等から、指名選定されない場合がありますので御了承ください。

なお、優先指名の取扱いを希望する際、本通知の提示は不要です。

### 記

- 1 優良工事の件名（発注局・評定点）  
大栗川橋補修工事（6南西建）  
(建設局・75点)
- 2 優良工事の施工者  
JFEシビル株式会社
- 3 優先指名の対象となる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 優先指名の対象となる業種  
橋りょう工事